

## 第十号

## 徳島県社会福祉審議会設置条例の一部改正について

徳島県社会福祉審議会設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年九月二十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県社会福祉審議会設置条例の一部を改正する条例

徳島県社会福祉審議会設置条例（平成十二年徳島県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「から第七条まで」を「から第八条まで」に改める。

第七条を第八条とし、第二条から第六条までを一条ずつ繰り下げ、第一条の次に次の一条を加える。

（組織）

**第二条** 審議会は、委員四十人以内で組織する。

## 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日において徳島県社会福祉審議会の委員（以下「委員」という。）である者は、この条例の施行の日に、委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる委員の任期は、改正後の第三条第一項の規定にかかわらず、平成二十七年三月三十一日までとする。

## 提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により社会福祉法の一部が改正されたことに伴い、徳島県社会福祉審議会の委員の定数を条例で定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。